

告 示

埼玉県告示第百五十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フェスティバルガーデン籠原

埼玉県熊谷市拾六間七百六十三―一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村嘉則

東京都港区西新橋三丁目九番四号

芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 佐藤隆

東京都千代田区三崎町三丁目三番二十三号

（変更後） 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村嘉則

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 佐藤隆

東京都千代田区三崎町三丁目三番二十三号

ハ 変更年月日

平成二十七年十月一日

ニ 届出年月日

平成二十八年二月十七日

二 縦覧期間

平成二十八年三月一日から平成二十八年七月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年三月一日から平成二十八年七月一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課